

※受理年月日		※受理番号	
風 俗 案 内 業 開 始 届 出 書			
熊本県公安委員会 殿		平成〇〇年〇〇月〇〇日	
届出者 住所		熊本市東区健軍〇丁目〇番〇号①	
氏名		株式会社Kengun② (代表取締役 高田 太郎)	
		株式会社 印 Kengun	
(法人にあっては、その所在地及び名称)			
熊本県風俗案内業の規制に関する条例第3条第1項の規定により届出をします。			
(ふりがな)		かぶしきかいしゃけんぐん	
氏名	株式会社Kengun		
[法人にあっては、その名称]			
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 熊本市東区健軍〇丁目〇番〇号		
[法人にあっては、その主たる事務所の所在地]		電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
生年月日	年 月 日生		
そ法人に 代 表 者 は	(ふりがな)	たかだ たろう	
	氏名	高田 太郎③	
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 熊本市東区健軍〇丁目〇番〇号 コーポ■●〇〇〇号④	
生年月日		昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生	
風届 俗出 案に 内係 所る	(ふりがな)	ひごむりょうあんないじょいちごうてん	
	名称	肥後無料案内所1号店	
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 熊本市中央区下通〇丁目〇番〇号 ■●ビル1階A号室 ⑤ ⑥	
電話番号		〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
管 理 者	(ふりがな)	たにがわ じろう	
	氏名	谷川 次郎	
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 熊本市西区春日〇丁目〇番〇号 メゾンド■●〇〇〇号	
電話番号		〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
生年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生		

別記様式第1号(その2)(第3条関係)

法 人 の 役 員	(ふりがな) 氏名	さとう さぶろう 佐藤 三郎
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 熊本市南区川尻〇丁目〇番〇-〇〇〇号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	生年月日	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生
	(ふりがな) 氏名	やまと しろう 山本 四郎
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 熊本市北区麻生田〇丁目〇番〇号 ■■■ハイツ〇〇〇号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	生年月日	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生
	(ふりがな) 氏名	
	住所	〒 電話番号
	生年月日	年 月 日生
	(ふりがな) 氏名	
	住所	〒 電話番号
	生年月日	年 月 日生
(ふりがな) 氏名		
住所	〒 電話番号	
生年月日	年 月 日生	

別記様式第1号（その3）（第3条関係）

風俗案内業を開始しようとする年月日	年 月 日⑦
風俗案内を行う営業の別	<input checked="" type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input checked="" type="checkbox"/> 性風俗特殊営業
風俗案内業を行う時間	(接待風俗営業) 午前 7 時 00 分から 午前 1 時 00 分まで ⑧ 午後
	(性風俗特殊営業) 午前 7 時 00 分から 午前 0 時 00 分まで ⑨ 午後
18歳未満の者が利用してはならない旨を表示する方法	風俗案内所の入口に「18歳未満の方はこの風俗案内所を利用することはできません。」と記載した白色プラスチックプレートを貼付する。

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 法人でない場合は、別記様式第1号(その2)の添付を要しない。
- 4 風俗案内を行う営業の別欄には、該当する□に印を付けること。
- 5 風俗案内を行う営業の別欄の「接待風俗営業」とは法第2条第1項第1号に掲げる営業を、「性風俗特殊営業」とは法第2条第6項第1号に掲げる営業をいう。
- 6 風俗案内業を行う時間欄は、午前又は午後のいずれかを○で囲むこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- ① 登記事項証明書どおりの所在地表示としてください。
- ② 略字は記載せず、登記事項証明書どおりの名称としてください。
【例】株式会社Kengun ○ 株Kengun ×
- ③ 住民票の写しどおりの漢字にしてください。(事業主氏名、管理者氏名及び法人の役員氏名に同じ。)
【例】高田 ○ 高田 ×
- ④ 住民票の写しどおりの住所にしてください。(事業主住所、管理者住所及び法人の役員住所に同じ。)
- ⑤ 正式な所在地表示にしてください。(熊本市中央区下通付近は全て「○番○号」という所在地表示となります。)
【例】○丁目○番○号 ○ ○丁目○-○ ×
- ⑥ 略字は記載せず、管理会社等からできるだけ号数を特定してください。
【例】1階A号室 ○ 1F-A ×
- ⑦ 条例施行前から事業を行っている風俗案内所は、年月日の記載は不要です。
- ⑧ 接待風俗営業は、午前6時から翌日午前0時までしか風俗案内を行うことはできません。ただし、条例第14条第1号に該当する場合は、午前6時から翌日午前1時まで風俗案内を行うことができます。
- ⑨ 性風俗特殊営業は、午前6時から翌日午前0時までしか風俗案内を行うことはできません。